

意見書案第 2 号

新型コロナウイルス感染症の対策に係る地方財源の継続的な確保を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年5月1日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

稲 員 稔 夫

川 上 多 恵

山 口 剛 司

松 尾 りつ子

田 中 たかし

川 上 陽 平

大 原 弥寿男

中 島 まさひろ

森 あやこ

近 藤 里 美

伊 藤 嘉 人

松 野 隆

天 野 こう

倉 元 達 朗

新型コロナウイルス感染症の対策に係る地方財源の継続的な確保を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国は4月7日に福岡県を含む7都府県に緊急事態宣言を発出しました。これを受けて福岡県知事は、生活必需サービスを除く多くの事業者に対して休業要請や営業時間の短縮要請を行いました。その影響は本市のあらゆる事業者に直接的・間接的に広がっており、特に経営基盤の弱い中小零細の事業者からは、行政による支援を求める切実な声が続々と上がっています。

4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国へと広がりました。休業要請に応じる事業者への補償等について、現在に至るまで国は取り組む姿勢を示しておらず、速やかに補償に踏み出すべきです。

同時に、この間に全国知事会から要請が出されるなど、世論の高まりを受け、国は地方自治体が臨時交付金を用いて休業要請に応じる事業者への協力金を支払うことを容認しました。しかし、今回補正予算案に計上された臨時交付金の総額は1兆円程度にとどまっています。全国の地方自治体の需要と照らして、国の財源措置は到底十分でないと云わざるを得ません。

新型コロナウイルスの感染拡大状況には地域によって差異があり、多数の感染者が出ている本市においては、経済対策だけでなく感染の拡大防止、不安を訴える多くの市民のための検査体制や隔離・治療体制の充実強化など、市民の命と健康を守るための施策にも多くの政策資源を集中的に投入しなければなりません。しかし、これら緊急の対策に係る経費を地方自治体が起債等によって調達することは認められず、自主財源である財政調整基金等から支出するにも限界があります。協力金の支払も含め、様々な対策が長期にわたり必要となることは確実であり、地方自治体がそれぞれの財政事情に応じてこれを継続していくためには、国が責任を持って継続的に財源を措置する必要があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、新型コロナウイルス感染症への対策に係る地方財源を責任を持って措置するとともに、臨時交付金については今後も継続的に交付し、地方自治体が長期にわたって十分な対策を取るために、必要な措置を講じられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生） 宛て

議 長 名